

第 6 部 關連統計

I. 火災保險關係

II. 地震保險關係

III. 自動車保險關係

IV. 傷害保險關係

I. 火災保険関係

第1表 火災保険 収支の推移

年 度	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
	千円	千円
平成19	1,014,374,355	380,902,755
20	1,024,585,540	384,881,872
21	1,024,198,957	365,619,587
22	974,554,496	340,240,463
23	1,027,171,573	1,119,766,760

(注) 本表は、普通火災保険および月掛火災保険について、国内損害保険各社の決算数値に基づく元受正味保険料（積立保険料を除く）および元受正味保険金を集計したものである（出典「インシュアランス損害保険統計号」（保険研究所発行））。

第2表 火災発生状況の推移

区分 年 (暦年)	出火件数				死者数		負傷者数			
	件数	指数	出火率	指数	人数	指数	人数	指数	損害額 (千円)	指数
昭和 45	63,905	115	6.2	135	1,595	91	9,725	133	83,387,083	59
50	62,212	112	5.6	122	1,674	96	8,232	113	110,148,495	78
55	59,885	107	5.1	111	1,947	111	8,049	110	150,707,250	107
60	59,865	107	5.0	109	1,747	100	7,550	104	154,927,483	110
61	63,272	113	5.2	113	2,061	118	7,731	106	149,766,240	107
62	58,833	106	4.8	104	1,857	106	7,681	105	146,153,576	104
63	59,674	107	4.9	107	2,116	121	7,703	106	144,021,140	103
平成 元	55,763	100	4.6	100	1,747	100	7,292	100	140,494,183	100
2	56,505	101	4.6	100	1,828	105	7,097	97	148,457,654	106
3	54,879	98	4.5	98	1,817	104	6,948	95	161,419,745	115
4	54,762	98	4.4	96	1,882	108	6,896	95	156,874,370	112
5	56,700	102	4.6	100	1,841	105	6,895	95	163,493,706	116
6	63,015	113	5.1	111	1,898	109	7,007	96	172,691,685	123
7	62,913	113	5.0	109	2,356	135	7,279	100	193,758,945	138
8	64,066	115	5.1	111	1,978	113	8,044	110	171,299,723	122
9	61,889	111	4.9	107	2,095	120	7,618	104	176,855,391	126
10	54,514	98	4.3	93	2,062	118	7,309	100	146,049,398	104
11	58,526	105	4.7	102	2,122	121	7,576	104	151,158,888	108
12	62,454	112	5.0	109	2,034	116	8,281	114	150,425,935	107
13	63,591	114	5.0	109	2,195	126	8,244	113	147,355,425	105
14	63,651	114	5.0	109	2,235	128	8,786	120	167,373,016	119
15	56,333	101	4.4	96	2,248	129	8,605	118	133,098,765	95
16	60,387	108	4.8	104	2,004	115	8,641	118	135,327,444	96
17	57,460	103	4.5	98	2,195	126	8,850	121	130,098,605	93
18	53,276	96	4.2	91	2,067	118	8,541	117	114,228,906	81
19	54,582	98	4.3	93	2,005	115	8,490	116	126,161,916	90
20	52,394	94	4.1	89	1,969	113	7,998	110	108,416,810	77
21	51,139	92	4.0	87	1,877	107	7,654	105	93,128,879	66
22	46,620	84	3.7	80	1,738	99	7,305	100	101,762,173	72
23	50,006	90	3.9	85	1,766	101	7,286	100	112,835,173	80

- (注) 1. 出火件数・出火率・死傷者数および損害額は「消防白書」(消防庁編)による。
2. 出火件数は、建物・林野・車両・船舶・航空機・その他に対する出火件数の合計である。
3. 出火率とは、人口1万人あたりの出火数をいう。
4. 指数は、平成元年を100としたものである。

第3表 保険金支払が多かった上位10風水災害等〈平成24年3月末〉

名 称	被災地域	発生年月日	支払保険金（見込みを含む）（億円）			
			火災・ 新種保険	自動車保険	海上・ 運送保険	合 計
台風19号	全国	平成3年9月26日～28日	5,225	269	185	5,679
台風18号	全国	平成16年9月4日～8日	3,564	259	51	3,874
台風18号	熊本、山口、福岡等	平成11年9月21日～25日	2,847	212	88	3,147
台風7号	近畿中心	平成10年9月22日	1,514	61	24	1,600
台風23号	西日本	平成16年10月20日	1,113	179	89	1,380
台風13号	福岡、佐賀、長崎、 宮崎等	平成18年9月15日～20日	1,161	147	12	1,320
台風16号	全国	平成16年8月30日～31日	1,037	138	35	1,210
台風15号	静岡、神奈川等	平成23年9月15日～22日	1,004	100	19	1,123
平成12年9月豪雨	愛知等	平成12年9月10日～12日	447	545	39	1,030
台風13号	九州、四国、中国	平成5年9月3日	933	35	10	977

（注）「ファクトブック2012 日本の損害保険」（一般社団法人 日本損害保険協会発行）による。

第4表 主な風水災害等〈昭和23年以降〉

名 称	発生年月日	人的被害(人数)			住宅被害(棟数)			
		死者	行方不明者	負傷者	全壊 (流失)	半壊	床上浸水	床下浸水
水 害	S23. 9. 11～ 12	121	126	317	391	872	246	2,026
ア イ オ ン 台 風	9. 15～ 17	512	326	1,956	5,889	12,127	44,867	75,168
デ ラ 台 風	24. 6. 18～ 22	252	216	367	1,410	4,005	4,627	52,926
ジ ュ デ イ ス 台 風	8. 13～ 18	154	25	213	569	1,966	33,680	68,314
キ テ イ 台 風	8. 31～9. 1	135	25	479	3,733	13,470	51,899	92,161
風 害	25. 1. 10～ 14	11	109	—	43	56	—	—
ジ ェ ー ン 台 風	9. 3～ 4	398	141	26,062	19,131	101,792	93,116	308,960
水 害	26. 7. 7～ 17	162	144	358	630	727	13,532	89,766
ル ー ス 台 風	10. 13～ 15	572	371	2,644	24,716	47,948	30,110	108,163
ダ イ ナ 台 風	27. 6. 22～ 24	65	70	28	73	89	4,020	35,692
水 害	7. 10～ 12	67	73	101	356	238	20,733	21,456
水 害	28. 6. 23～ 30	748	265	2,720	5,699	11,671	199,979	254,664
水 害	7. 16～ 25	713	411	5,819	7,704	2,125	20,277	66,202
水 害	8. 11～ 15	290	140	994	893	765	6,222	18,894
台 風 13 号	9. 22～ 26	393	85	2,559	8,604	17,467	144,300	351,575
風 害	29. 5. 8～ 12	172	498	59	606	1,471	—	23
台 風 12 号	9. 10～ 14	107	37	311	2,162	5,749	45,040	136,756
台風15号(洞爺丸台風)	9. 24～ 27	1,361	400	1,601	8,396	21,771	17,569	85,964
風 害	30. 2. 19～ 20	16	104	18	42	100	77	219
霧 害(紫雲丸事件)	5. 11	166	—	—	—	—	—	—
風 水 害	31. 4. 17～ 18	47	53	—	2	10	1,087	1,320
水 害(諫早水害)	32. 7. 25～ 28	586	136	3,860	1,564	2,802	24,046	48,519
風 浪 害(南海丸事件)	33. 1. 26～ 27	174	83	8	—	—	6	—
台風22号(狩野川台風)	9. 26～ 28	888	381	1,138	2,118	2,175	132,227	389,488
台 風 7 号	34. 8. 12～ 14	188	47	1,528	4,089	10,139	32,298	116,309
台風15号(伊勢湾台風)	9. 26～ 27	4,697	401	38,921	40,838	113,052	157,858	205,753
水 害	36. 6. 24～7. 5	302	55	1,320	1,758	1,908	73,126	341,236
台風18号(第二室戸台風)	9. 15～ 16	194	8	4,972	15,238	46,663	123,103	261,017
水 害・台 風 26 号	10. 25～ 28	78	31	86	234	444	10,435	50,313
水 害	37. 7. 1～ 8	110	17	114	263	285	16,108	92,448
雪 害	38. 1	228	3	356	753	982	640	6,338
水 害	39. 7. 17～ 20	114	18	221	669	—	9,360	48,616
台 風 23・24・25 号	40. 9. 10～ 18	153	28	1,206	1,879	3,529	46,183	258,239
台 風 24・26 号	41. 9. 23～ 25	238	79	824	2,422	8,431	8,834	42,792
水 害	42. 7. 8～ 9	102	16	152	163	169	17,213	103,731
水 害	8. 26～ 29	83	55	155	449	408	26,641	39,542
水 害(飛騨川バス転落)	43. 8. 17	106	13	29	64	79	2,061	13,460
台 風 6・7・9 号	47. 7. 3～ 15	421	26	1,056	2,977	10,204	55,537	276,291
水 害・台 風 8 号	49. 5. 29～8. 1	145	1	496	657	1,131	77,933	317,623
台 風 17 号	51. 9. 8～ 14	161	10	537	1,669	3,674	101,103	433,392
雪 害	52. 1	101	—	834	56	83	177	1,367
台 風 20 号	54. 10. 17～ 20	110	5	543	139	1,287	8,156	47,943
雪 害	55. 12 ～56. 3	133	19	2,158	165	301	732	7,365
集中豪雨・台 風 10 号	57. 7 ～57. 8	427	12	1,175	1,120	1,919	45,367	166,473
集 中 豪 雨	58. 7. 20～ 29	112	5	193	1,098	2,040	7,484	11,264
雪 害	58. 12 ～59. 3	131	—	1,366	61	128	70	852
集中豪雨・台 風 等	H16. 6 ～16. 10	220	16	2,925	1,471	16,669	42,537	135,130
雪 害	17. 12 ～18. 3	152	—	2,145	18	28	12	101
雪 害	22. 11 ～23. 3	131	—	1,537	9	14	6	62
集中豪雨・台 風 6・9・12・15号	23. 7 ～23. 10	106	20	517	485	5,735	8,894	30,215
雪 害	23. 11 ～24. 3	134	—	1,991	12	10	3	55

(注) 1. 「消防白書」(消防庁編)による。

2. 風水災害等(地震津波を除く)で、死者および行方不明者の合計が100人以上のものを掲げている。

Ⅱ．地震保険関係

第1表 地震保険による支払が多かった上位10地震等〈平成24年3月末〉

名 称	発生年月日	支払保険金 (億円)
東日本大震災	平成23年 3月11日	12,346
兵庫県南部地震（阪神・淡路大震災）	平成 7年 1月17日	783
芸予地震	平成13年 3年24日	169
福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 3月20日	169
新潟県中越地震	平成16年10月23日	149
新潟県中越沖地震	平成19年 7月16日	82
福岡県西方沖を震源とする地震	平成17年 4月20日	64
十勝沖地震	平成15年 9月26日	60
岩手・宮城内陸地震	平成20年 6月14日	55
駿河湾を震源とする地震	平成21年 8月11日	50

（注）「ファクトブック2012 日本の損害保険」（一般社団法人 日本損害保険協会発行）による。

第2表 主な地震災害〈関東大震災以降〉

名 称	発生年月日	マグニ チュード	死者または 行方不明者数	住宅被害（棟数）			
				全壊	全焼	流出	計
関東大震災	T12. 9. 1	7.9	約105,000	128,266	447,128	868	576,262
北但馬地震	13. 1. 15	7.3	19	1,298	—	—	1,298
北丹後地震	14. 5. 23	6.8	428	1,295	2,180	—	3,475
北伊豆地震	S 2. 3. 7	7.3	2,925	12,584	3,711	—	16,295
西埼玉地震	5. 11. 26	7.3	272	2,165	—	75	2,240
昭和三陸地震	6. 9. 21	6.9	16	206	—	—	206
静岡岡地地震	8. 3. 3	8.1	3,008	2,346	216	4,917	7,479
男鹿地地震	10. 7. 11	6.4	9	814	—	—	814
鳥取地地震	14. 5. 1	6.8	27	585	—	—	585
	18. 9. 10	7.2	1,083	7,485	251	—	7,736
東南海地震	19. 12. 7	7.9	998	26,130	—	3,059	29,189
三河地震	20. 1. 13	6.8	2,306	12,142	—	—	12,142
南海地震	21. 12. 21	8.0	1,443	11,591	2,598	1,451	15,640
福井地震	23. 6. 28	7.1	3,769	36,184	3,851	—	40,035
今市地震	24. 12. 26	6.4	10	873	—	—	873
十勝沖地地震	27. 3. 4	8.2	33	815	—	91	906
チリ地震	35. 5. 23	9.5	139	1,571	—	1,259	2,830
長岡地地震	36. 2. 2	5.2	5	220	—	—	220
宮城県北部地地震	37. 4. 30	6.5	3	369	—	—	369
新潟潟地地震	39. 6. 16	7.5	26	1,960	290	—	2,250
えびの地震	43. 2. 21	6.1	3	368	—	—	368
1968年十勝沖地地震	43. 5. 16	7.9	52	673	18	—	691
1974年伊豆半島沖地地震	49. 5. 9	6.9	30	134	5	—	139
1978年伊豆大島近海の地震	53. 1. 14	7.0	25	94	—	—	94
1978年宮城県沖地地震	53. 6. 12	7.4	28	1,383	—	—	1,383
昭和57年（1982年）浦河沖地震	57. 3. 21	7.1	—	13	—	—	13
昭和58年（1983年）日本海中部地震	58. 5. 26	7.7	104	1,584	—	—	1,584
昭和59年（1984年）長野県西部地震	59. 9. 14	6.8	29	14	—	—	14
日向灘を震源とする地震	62. 3. 18	6.6	1	—	—	—	—
千葉県東方沖を震源とする地震	62. 12. 17	6.7	2	16	—	—	16
平成5年（1993年）釧路沖地震	H 5. 1. 15	7.5	2	53	—	—	53
平成5年（1993年）北海道南西沖地震	5. 7. 12	7.8	230	601	—	—	601
東海道はるか沖を震源とする地震	5. 10. 12	6.9	1	—	—	—	—
平成6年（1994年）北海道東方沖地震	6. 10. 4	8.2	—	61	—	—	61
平成6年（1994年）三陸はるか沖地震	6. 12. 28	7.6	3	72	—	—	72
平成7年（1995年）兵庫県南部地震	7. 1. 17	7.3	6,437	104,906	7,036	—	111,942
新島・神津島近海を震源とする地震	12. 7. 1	6.5	1	15	—	—	15
平成12年（2000年）鳥取県西部地震	12. 10. 6	7.3	—	435	—	—	435
平成13年（2001年）芸予地震	13. 3. 24	6.7	2	70	—	—	70
宮城県北部を震源とする地震	15. 7. 26	6.4	—	1,276	—	—	1,276
平成15年（2003年）十勝沖地震	15. 9. 26	8.0	2	116	—	—	116
平成16年（2004年）新潟県中越地震	16. 10. 23	6.8	68	3,175	—	—	3,175
福岡県西方沖を震源とする地震	17. 3. 20	7.0	1	144	—	—	144
平成19年（2007年）能登半島地震	19. 3. 25	6.9	1	686	—	—	686
平成19年（2007年）新潟県中越沖地震	19. 7. 16	6.8	15	1,331	—	—	1,331
平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震	20. 6. 14	7.2	23	30	—	—	30
岩手県沿岸北部を震源とする地震	20. 7. 24	6.8	1	1	—	—	1
駿河湾を震源とする地震	21. 8. 11	6.5	1	—	—	—	—
平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震	23. 3. 11	9.0	20,960	129,391	—	—	129,391

(注)1. 「消防白書」（消防庁編）による。

2. 昭和60年以降の地震については、マグニチュード6.0以上で死者の生じたもの又は甚大な被害が発生したものを掲げている。

3. 平成12年の「新島・神津島近海を震源とする地震」については、住宅被害棟数の全壊は、平成12年台風3号による被害を含む。

4. 「平成19年能登半島地震」および平成20年の「岩手県沿岸北部を震源とする地震」については、平成21年1月13日現在の数値である。

5. 「平成19年新潟県中越沖地震」については、平成21年10月15日現在の数値である。

6. 「平成20年岩手・宮城内陸地震」については、平成22年6月18日現在の数値である。

7. 平成21年の「駿河湾を震源とする地震」については、平成22年3月12日現在の数値である。

8. 「平成23年東北地方太平洋沖地震」については、平成24年9月11日現在の数値（被害状況のうち福島県の人的被害については、平成24年9月21日現在の状況）であり、住宅全壊棟数に焼失および流失を含む。

Ⅲ. 自動車保険関係

第1表 自動車保険 収支の推移

年 度	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
	千円	千円
平成19	3,527,552,031	2,167,591,676
20	3,483,310,687	2,178,756,674
21	3,452,610,580	2,200,469,660
22	3,474,102,281	2,242,210,717
23	3,521,119,994	2,260,158,849

(注) 本表は、自動車保険について、国内損害保険各社の決算数値に基づく元受正味保険料(積立保険料を除く)および元受正味保険金を集計したものである(出典「インシュアランス損害保険統計号」(保険研究所発行))。

第2表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数				死 者 数			負 傷 者 数		
	件 数		指数	1日当たり 平均件数	人 数	指数	1日当たり 平均人数	人 数	指数	1日当たり 平均人数
	交通事故 件 数	死亡事故 件 数								
	件	件		件	人		人	人		人
昭和 45	718,080	15,801	109	1,967.3	16,765	151	45.9	981,096	120	2,687.9
50	472,938	10,165	72	1,295.7	10,792	97	29.6	622,467	76	1,705.4
※ 55	476,677	8,329	72	1,302.4	8,760	79	23.9	598,719	73	1,635.8
60	552,788	8,826	84	1,514.5	9,261	84	25.4	681,346	84	1,866.7
61	579,190	8,877	88	1,586.8	9,317	84	25.5	712,330	87	1,951.6
62	590,723	8,981	89	1,618.4	9,347	84	25.6	722,179	89	1,978.6
※ 63	614,481	9,865	93	1,678.9	10,344	93	28.3	752,845	92	2,057.0
平成 元	661,363	10,570	100	1,812.0	11,086	100	30.4	814,832	100	2,232.4
2	643,097	10,651	97	1,761.9	11,227	101	30.8	790,295	97	2,165.2
3	662,388	10,547	100	1,814.8	11,105	100	30.4	810,245	99	2,219.8
※ 4	695,345	10,891	105	1,899.8	11,451	103	31.3	844,003	104	2,306.0
5	724,675	10,395	110	1,985.4	10,942	99	30.0	878,633	108	2,407.2
6	729,457	10,154	110	1,998.5	10,649	96	29.2	881,723	108	2,415.7
7	761,789	10,227	115	2,087.1	10,679	96	29.3	922,677	113	2,527.9
※ 8	771,084	9,517	117	2,106.8	9,942	90	27.2	942,203	116	2,574.3
9	780,399	9,220	118	2,138.1	9,640	87	26.4	958,925	118	2,627.2
10	803,878	8,797	122	2,202.4	9,211	83	25.2	990,675	122	2,714.2
11	850,363	8,681	129	2,329.8	9,006	81	24.7	1,050,397	129	2,877.8
※ 12	931,934	8,707	141	2,546.3	9,066	82	24.8	1,155,697	142	3,157.6
13	947,169	8,414	143	2,595.0	8,747	79	24.0	1,180,955	145	3,235.5
14	936,721	7,993	142	2,566.4	8,326	75	22.8	1,167,855	143	3,199.6
15	947,993	7,456	143	2,597.2	7,702	69	21.1	1,181,431	145	3,236.8
※ 16	952,191	7,084	144	2,601.6	7,358	66	20.1	1,183,120	145	3,232.6
17	933,828	6,625	141	2,558.4	6,871	62	18.8	1,156,633	142	3,168.9
18	886,864	6,147	134	2,429.8	6,352	57	17.4	1,098,199	135	3,008.8
19	832,454	5,587	126	2,280.7	5,744	52	15.7	1,034,445	127	2,834.1
※ 20	766,147	5,025	116	2,093.3	5,155	47	14.1	945,504	116	2,583.3
21	737,474	4,773	112	2,020.5	4,914	44	13.5	911,108	112	2,496.2
22	725,773	4,726	110	1,988.4	4,863	44	13.3	896,208	110	2,455.4
23	691,937	4,481	105	1,895.7	4,612	42	12.6	854,493	105	2,341.1

- (注) 1. 「交通統計」((財)交通事故総合分析センター発行)による。
2. 昭和45年は、沖縄県を含まない。
3. 指数は、平成元年を100としたものである(発生件数欄の指数は、交通事故件数に対するものである)。
4. 死亡事故件数は、交通事故件数の内数である。
5. ※を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算している。

第3表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		掲 載 誌
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	H23. 11. 1	H21. 12. 27	男 41歳	眼 科 医 開 業	自保ジャーナル 平成24. 5. 24
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	H23. 12. 27	H15. 9. 14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成24. 3. 8
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	H23. 2. 18	H19. 4. 13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 平成23. 8. 11
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	H17. 5. 17	H10. 5. 18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	H19. 4. 10	H14. 12. 11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成19. 5. 31
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	H18. 6. 21	H14. 11. 9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	H21. 11. 17	H16. 1. 21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 平成22. 6. 10
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	H16. 6. 29	H9. 4. 24	男 25歳	大学研究科 在 籍	交 民 37巻3号838頁
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	H24. 3. 16	H19. 10. 26	男 25歳	美 容 室 店 長	自保ジャーナル 平成24. 7. 26
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	H18. 9. 27	H13. 10. 4	男 37歳	アルバイト	判例時報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	H19. 1. 31	H8. 10. 21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	H19. 6. 8	H15. 5. 22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成20. 6. 12
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	H17. 7. 20	H12. 8. 18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成17. 10. 20
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	H18. 4. 5	H12. 7. 31	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 平成18. 5. 25
33,531	後遺	東京地裁	平成15年(ワ)第 9539号	H16. 12. 21	H10. 4. 29	男 32歳	銀 行 員	交 民 37巻6号1721頁
33,387	後遺	横浜地裁	平成19年(ワ)第 3220号	H20. 8. 28	H17. 7. 16	男 40歳	ITコンサルタント	自保ジャーナル 平成20. 11. 27
32,776	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第 1974号	H17. 9. 27	H11. 2. 17	男 42歳	会 社 員	交 民 38巻5号1317頁
32,545	後遺	横浜地裁	平成20年(ワ)第 378号	H21. 5. 14	H16. 12. 2	男 44歳	会 社 員	自保ジャーナル 平成21. 10. 15
32,403	後遺	大阪地裁	平成14年(ワ)第13586号	H17. 3. 25	H11. 11. 7	男 42歳	財 団 職 員	交 民 38巻2号433頁
32,246	後遺	名古屋地裁 一宮支部	平成14年(ワ)第 303号	H16. 3. 30	H10. 10. 7	男 25歳	アルバイト	自保ジャーナル 平成16. 5. 20
31,636	後遺	東京地裁	平成14年(ワ)第20064号	H17. 10. 27	H11. 9. 15	男 25歳	記 者	交 民 38巻5号1455頁

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠償保険などのてん補金を控除する前の金額をいう。
3. 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略である。
4. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

第4表 交通事故高額賠償判決例（物損事故）

認定総 損害額	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 物 件	掲 載 誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第 1882号	H6. 7. 19	S60. 5. 29	積 荷 (呉服・洋服・毛皮)	交 民 27巻4号992頁
13,580	東京地裁	平成 3年(ワ)第11143号 平成 4年(ワ)第 2602号	H8. 7. 17	H3. 2. 23	店 舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 平成15. 9. 10
12,037	福岡地裁	昭和51年(ワ)第 314号	S55. 7. 18	S50. 3. 1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年 (ワ)第10824号	H23. 12. 7	H19. 4. 19	トレーラー	自保ジャーナル 平成24. 4. 26
11,347	千葉地裁	平成 6年(ワ)第 1104号	H10. 10. 26	H4. 9. 14	電 車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第 508号	H12. 6. 27	H8. 9. 26	積 荷	交 民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第 6468号	H20. 5. 14	H11. 9. 25	積 荷	自保ジャーナル 平成20. 10. 9
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第 1671号	H16. 1. 16	H13. 3. 9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成16. 4. 1
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	H13. 12. 25	H11. 11. 5	4階建ビル	自動車保険新聞 平成15. 9. 10
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	H13. 8. 28	H11. 5. 16	店 舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 平成14. 3. 21
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第 6146号 平成14年(ワ)第 9119号	H14. 12. 25	H13. 3. 28	積 荷	交 民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成 7年(ワ)第 555号 平成 8年(ワ)第 472号	H9. 8. 14	H6. 10. 5	大型貨物車3台・ 積 荷	自保ジャーナル 平成10. 4. 9
2,629	名古屋地裁	平成 4年(ワ)第 1562号 平成 5年(ワ)第 3123号 平成 6年(ワ)第 57号	H6. 9. 16	H3. 3. 20	観光バス	自保ジャーナル 平成7. 6. 15
2,389	名古屋地裁	平成 3年(ワ)第 2159号	H4. 10. 28	H3. 4. 23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年 (ワ)第 156号	H23. 11. 25	H21. 3. 11	ペットショップ	自保ジャーナル 平成24. 4. 26
2,082	東京地裁	平成 6年(ワ)第25073号	H7. 11. 14	H6. 2. 22	観光バス	自保ジャーナル 平成8. 2. 15
2,057	東京高裁	平成 2年(ホ)第 1098号 平成 3年(ホ)第 3591号 平成 4年(ホ)第 3621号 平成 4年(ホ)第 293号 平成 4年(ホ)第 695号	H5. 6. 24	S54. 7. 11	トラック2台・ 積 荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第 1798号 平成10年(ワ)第 3444号 平成11年(ワ)第 96号 平成11年(ワ)第 1482号 平成12年(ワ)第 783号	H12. 6. 28	H9. 10. 8	フルトレーラー・ 積 荷	自保ジャーナル 平成13. 8. 30
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成 9年(ワ)第 122号	H11. 1. 29	H8. 9. 3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 平成11. 8. 5
1,739	大阪地裁	平成 8年(ワ)第13351号 平成 9年(ワ)第 3553号	H11. 2. 4	H6. 10. 4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 平成12. 12. 14

- (注) 1. 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としている。
2. 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用を含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいう。
3. 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略である。

IV. 傷害保険関係

第1表 傷害保険 収支の推移

年 度	収 入 保 険 料	支 払 保 険 金
	千円	千円
平成19	663,039,402	326,371,759
20	655,117,672	347,293,743
21	650,547,149	355,139,737
22	659,509,463	352,405,439
23	673,524,008	352,594,341

(注) 本表は、傷害保険（医療保険等を含む）について、国内損害保険各社の決算数値に基づく元受正味保険料（積立保険料を除く）および元受正味保険金を集計したものである（出典「インシュアランス損害保険統計号」（保険研究所発行））。

第2表 わが国の主要死因別死亡数

死 因	死亡数（人） 上段：実数、下段：人口10万人あたり					
	平成9年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
結核	2,742 2.2	2,194 1.7	2,220 1.8	2,159 1.7	2,129 1.7	2,166 1.7
悪性新生物（ガン）	275,413 220.4	336,468 266.9	342,963 272.3	344,105 273.5	353,499 279.7	357,305 283.2
糖尿病	12,370 9.9	13,999 11.1	14,462 11.5	13,987 11.1	14,422 11.4	14,664 11.6
高血圧性疾患	6,884 5.5	6,144 4.9	6,264 5.0	6,223 4.9	6,760 5.3	7,023 5.6
心疾患	140,174 112.2	175,539 139.2	181,928 144.4	180,745 143.7	189,360 149.8	194,926 154.5
脳血管疾患	138,697 111.0	127,041 100.8	127,023 100.9	122,350 97.2	123,461 97.7	123,867 98.2
肺炎	78,904 63.1	110,159 87.4	115,317 91.6	112,004 89.0	118,888 94.1	124,749 98.9
慢性気管支炎・肺気腫	10,197 8.2	10,566 8.4	10,371 8.2	9,923 7.9	9,929 7.9	9,598 7.6
ぜん息	5,661 4.5	2,540 2.0	2,348 1.9	2,139 1.7	2,065 1.6	2,060 1.6
胃・十二指腸潰瘍	3,876 3.1	3,274 2.6	3,283 2.6	3,166 2.5	3,233 2.6	3,110 2.5
肝疾患	16,599 13.3	16,195 12.8	16,268 12.9	15,969 12.7	16,216 12.8	16,390 13.0
腎不全	16,615 13.3	21,632 17.2	22,517 17.9	22,743 18.1	23,725 18.8	24,526 19.4
老衰	21,434 17.2	30,734 24.4	35,975 28.6	38,670 30.7	45,342 35.9	52,242 41.4
自殺	23,494 18.8	30,827 24.4	30,229 24.0	30,707 24.4	29,554 23.4	28,896 22.9
不慮の事故	38,886 31.1	37,966 30.1	38,153 30.3	37,756 30.0	40,732 32.2	59,416 47.1
うち交通事故	13,981 11.2	8,268 6.6	7,499 6.0	7,309 5.8	7,222 5.7	6,741 5.3
合計（上記以外を含む）	913,402 730.9	1,108,334 879.0	1,142,407 907.1	1,141,865 907.5	1,197,012 947.1	1,253,066 993.1

（注） 1. 「人口動態調査」（厚生労働省）による。
 2. 死亡数は、市区町村への届出数である。

第3表 不慮の事故 種類別・年齢別死亡数 <平成23年>

種類別	年齢別	0歳	1-4歳	5-9歳	10-14歳	15-29歳	30-44歳	45-64歳	65-79歳	80歳～	不詳	合計
交通事故	人	8	49	59	35	804	746	1,575	2,118	1,344	3	6,741
	(4.0)	(12.9)	(16.7)	(12.3)	(36.5)	(21.4)	(15.0)	(11.5)	(5.9)			(11.3)
転倒・転落	4	12	6	12	97	204	947	1,954	4,448	2		7,686
	(2.0)	(3.2)	(1.7)	(4.2)	(4.4)	(5.8)	(9.0)	(10.6)	(19.5)			(12.9)
スリップ、つまづき及びよろめきによる同一平面上での転倒	1	1	-	-	9	39	307	1,057	3,583	-		4,997
	(0.5)	(0.3)	-	-	(0.4)	(1.1)	(2.9)	(5.8)	(15.7)			(8.4)
階段及びステップからの転落及びその上での転倒	-	-	-	-	2	20	166	267	300	-		755
	-	-	-	-	(0.1)	(0.6)	(1.6)	(1.5)	(1.3)			(1.3)
建物又は建造物からの転落	-	9	3	6	52	87	209	173	129	2		670
	-	(2.4)	(0.8)	(2.1)	(2.4)	(2.5)	(2.0)	(0.9)	(0.6)			(1.1)
その他の転落	-	1	2	2	27	45	166	211	180	-		634
	-	(0.3)	(0.6)	(0.7)	(1.2)	(1.3)	(1.6)	(1.1)	(0.8)			(1.1)
生物によらない機械的な力への曝露*	1	1	1	-	28	76	185	156	47	-		495
	(0.5)	(0.3)	(0.3)	-	(1.3)	(2.2)	(1.8)	(0.9)	(0.2)			(0.8)
投げられ、投げ出され又は落下する物体による打撲	-	-	-	-	8	18	53	55	6	-		140
	-	-	-	-	(0.4)	(0.5)	(0.5)	(0.3)	(0.0)			(0.2)
生物による機械的な力への曝露**	1	-	-	-	3	3	2	6	-	-		15
	(0.5)	-	-	-	(0.1)	(0.1)	(0.0)	(0.0)	-			(0.0)
不慮の溺死及び溺水	7	27	23	38	166	192	861	2,851	3,169	22		7,356
	(3.5)	(7.1)	(6.5)	(13.4)	(7.5)	(5.5)	(8.2)	(15.5)	(13.9)			(12.4)
浴槽内での及び浴槽への転落による溺死及び溺水	5	13	1	9	50	53	422	2,035	2,474	1		5,063
	(2.5)	(3.4)	(0.3)	(3.2)	(2.3)	(1.5)	(4.0)	(11.1)	(10.8)			(8.5)
自然の水域内での及び自然の水域への転落による溺死及び溺水	-	5	13	21	102	109	290	355	163	18		1,076
	-	(1.3)	(3.7)	(7.4)	(4.6)	(3.1)	(2.8)	(1.9)	(0.7)			(1.8)
その他の不慮の窒息	99	25	5	7	65	175	897	2,580	6,025	-		9,878
	(49.7)	(6.6)	(1.4)	(2.5)	(3.0)	(5.0)	(8.5)	(14.1)	(26.4)			(16.6)
胃内容物の誤えん	29	10	-	-	21	64	154	328	918	-		1,524
	(14.6)	(2.6)	-	-	(1.0)	(1.8)	(1.5)	(1.8)	(4.0)			(2.6)
気道閉塞を生じた食物の誤えん	16	5	1	3	14	59	507	1,365	2,846	-		4,816
	(8.0)	(1.3)	(0.3)	(1.1)	(0.6)	(1.7)	(4.8)	(7.4)	(12.5)			(8.1)
気道閉塞を生じたその他の物体の誤えん	3	5	1	1	6	6	54	218	464	-		758
	(1.5)	(1.3)	(0.3)	(0.4)	(0.3)	(0.2)	(0.5)	(1.2)	(2.0)			(1.3)
詳細不明の窒息	17	3	1	1	7	18	127	576	1,748	-		2,498
	(8.5)	(0.8)	(0.3)	(0.4)	(0.3)	(0.5)	(1.2)	(3.1)	(7.7)			(4.2)
電流等への曝露	-	-	-	-	5	1	11	8	4	-		29
	-	-	-	-	(0.2)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.0)			(0.0)
煙、火及び火炎への曝露	-	8	11	5	29	76	324	487	478	16		1,434
	-	(2.1)	(3.1)	(1.8)	(1.3)	(2.2)	(3.1)	(2.7)	(2.1)			(2.4)
建物又は建造物内の管理されていない火への曝露	-	8	11	5	25	64	280	393	347	13		1,146
	-	(2.1)	(3.1)	(1.8)	(1.1)	(1.8)	(2.7)	(2.1)	(1.5)			(1.9)
熱及び高温物質との接触	2	2	-	1	1	2	5	46	77	-		136
	(1.0)	(0.5)	-	(0.4)	(0.0)	(0.1)	(0.0)	(0.3)	(0.3)			(0.2)
有毒動植物との接触	-	-	-	-	-	1	5	6	13	-		25
	-	-	-	-	-	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.1)			(0.0)
自然の力への曝露	73	251	244	186	874	1,675	5,128	6,968	4,898	770		21,067
	(36.7)	(66.1)	(69.1)	(65.5)	(39.7)	(48.0)	(48.8)	(38.0)	(21.4)			(35.5)
自然の過度の高温への曝露	1	3	-	-	13	32	181	301	416	1		948
	(0.5)	(0.8)	-	-	(0.6)	(0.9)	(1.7)	(1.6)	(1.8)			(1.6)
自然の過度の低温への曝露	-	-	-	-	14	46	294	373	479	8		1,214
	-	-	-	-	(0.6)	(1.3)	(2.8)	(2.0)	(2.1)			(2.0)
地震による受傷者	72	248	242	186	842	1,587	4,637	6,275	3,987	761		18,837
	(36.2)	(65.3)	(68.6)	(65.5)	(38.3)	(45.5)	(44.2)	(34.2)	(17.5)			(31.7)
有害物質による不慮の中毒及び有害物質への曝露	1	2	-	-	110	302	294	139	94	-		942
	(0.5)	(0.5)	-	-	(5.0)	(8.7)	(2.8)	(0.8)	(0.4)			(1.6)
無理ながんばり、旅行及び欠乏状態	-	-	-	-	2	6	23	16	7	-		54
	-	-	-	-	(0.1)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.0)			(0.1)
その他及び詳細不明の要因への不慮の曝露	3	3	4	-	16	32	245	1,013	2,235	7		3,558
	(1.5)	(0.8)	(1.1)	-	(0.7)	(0.9)	(2.3)	(5.5)	(9.8)			(6.0)
合 計	199	380	353	284	2,200	3,491	10,502	18,348	22,839	820		59,416
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)		(100.0)

- (注) 1. 「人口動態調査」(厚生労働省)による。 2. 死亡数は、市区町村への届出数である。
3. * 物体との衝突・打撲、物体への挟まれ、機械・工具との接触、ボイラーほか加圧された装置の爆発等を含む。
- ** 他人による叩かれ・打撲・蹴られ、他人との衝突、犬ほか哺乳類による咬傷・打撲、無毒動植物との接触等。
4. () 内は構成比(%)である。

第4表 日本人海外旅行者各国別訪問者数

訪問先		基準	平成19年	前年比	平成20年	前年比	平成21年	前年比	平成22年	前年比	平成23年	前年比
アジア			人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
	中国	N/F/V	3,977,479	6.2	3,446,117	-13.4	3,317,459	-3.7	3,731,200	12.5	3,658,200	-2.0
	韓国	N/F/V	2,235,963	-4.4	2,378,102	6.4	3,053,311	28.4	3,023,009	-1.0	3,289,051	8.8
	香港	R/F/V	1,324,336	1.0	1,324,797	0.0	1,204,490	-9.1	1,316,618	9.3	1,283,687	-2.5
	台湾	R/F/V	1,166,380	0.4	1,086,691	-6.8	1,000,661	-7.9	1,080,153	7.9	1,294,758	19.9
	タイ	N/F/T	1,277,638	-2.6	1,153,868	-9.7	1,004,453	-12.9	993,674	-1.1	1,126,221	13.3
	シンガポール	R/F/V	594,514	0.0	571,040	-3.9	489,987	-14.2	528,817	7.9	656,360	24.1
	ベトナム	R/F/V	411,557	7.2	393,091	-4.5	359,231	-8.6	442,089	23.1	481,519	8.9
	マレーシア	R/F/T	367,567	3.8	433,462	17.9	395,746	-8.7	415,881	5.1	386,974	-7.0
	マカオ	R/F/V	299,403	36.0	366,920	22.6	379,241	3.4	413,507	9.0	396,023	-4.2
	インドネシア	R/F/T	508,820	21.4	546,713	7.4	475,766	-13.0	375,552	-21.1		
	フィリピン	R/F/T	395,012	-6.4	359,306	-9.0	324,980	-9.6	358,744	10.4	375,496	4.7
	インド	N/F/T	145,538	22.0	145,352	-0.1	124,756	-14.2	165,000	32.3		
	カンボジア	R/F/V	161,973	2.3	163,806	1.1	146,286	-10.7	151,795	3.8	161,804	6.6
	モルジブ	N/F/T	41,121	4.0	38,193	-7.1	36,641	-4.1	38,791	5.9		
	ラオス	N/F/V	29,770	28.6	31,569	6.0	28,081	-11.0	34,076	21.3		
	ネパール	N/F/T	27,058	21.7	23,383	-13.6	22,445	-4.0	23,272	3.7		
	ミャンマー	N/F/T	15,623	-17.5	10,881	-30.4	13,809	26.9	16,186	17.2		
	モンゴル	N/F/V	17,307	2.4	15,036	-13.1	11,496	-23.5	14,279	24.2	15,336	7.4
	スリランカ	R/F/T	14,274	-11.8	10,075	-29.4	10,926	8.4	14,352	31.4	20,586	43.4
	パキスタン	N/F/T	11,025	-23.1	8,294	-24.8	6,705	-19.2	7,090	5.7		
	バングラデシュ	N/F/T	5,851	33.9								
オセアニア	グアム	R/F/T	931,079	-2.3	850,034	-8.7	825,129	-2.9	893,667	8.3	824,005	-7.8
	オーストラリア	R/F/V	573,045	-12.0	457,232	-20.2	355,456	-22.3	398,188	12.0	332,700	-16.4
	北マリアナ諸島	N/F/V	200,168	-25.8	213,299	6.6	191,111	-10.4	185,032	-3.2	142,946	-22.7
	ニュージーランド	R/F/V	121,652	-10.8	102,482	-15.8	78,426	-23.5	87,735	11.9	68,963	-21.4
	パラオ	R/F/V	29,198	8.6	30,018	2.8	26,688	-11.1	29,318	9.9		
	ニューカレドニア	R/F/T	26,755	-10.3	20,225	-24.4	18,926	-6.4	18,534	-2.1		
	タヒチ	R/F/T	23,240	6.9	18,769	-19.2	16,353	-12.9	13,761	-15.9		
	フィジー	R/F/T	22,719	-6.8	21,639	-4.8	14,745	-31.9	12,600	-14.5		
中央アジア・中東・北アフリカ	トルコ	N/F/V	168,852	34.3	149,731	-11.3	147,641	-1.4	195,404	32.4		
	エジプト	N/F/V	129,590	47.4	108,225	-16.5	92,409	-14.6	126,393	36.8		
	モロッコ	N/F/T	16,902	-7.4	15,607	-7.7	19,149	22.7	24,366	27.2		
	ヨルダン	N/F/V	12,532	18.8	13,492	7.7	12,752	-5.5	18,910	48.3		
	バーレーン	N/F/V	17,979	5.4								
	イスラエル	R/F/T	10,676	13.3	14,506	35.9	9,768	-32.7	13,165	34.8		
	アルメニア	R/F/T	10,150	24.9	11,110	9.5	11,900	7.1				
	オマーン	N/HA/T	7,719	13.6	10,275	33.1	12,953	26.1	8,982	-30.7		
	チュニジア	N/F/T	11,414	5.2	11,206	-1.8	11,073	-1.2	13,385	20.9		
	サウジアラビア	N/F/T	12,438	26.3	14,590	17.3	6,539	-55.2	9,210	40.8		
アフリカ	シリア	N/F/V	6,958	19.1	8,325	19.6	8,764	5.3	11,600	32.4		
	カザフスタン	R/F/V	5,223	23.7	5,013	-4.0						
	クウェート	N/F/V	6,551	-9.2	6,215	-5.1	4,606	-25.9	4,959	7.7		
	南アフリカ共和国	R/F/T	31,855	-0.4	27,621	-13.3	20,513	-25.7	27,577	34.4		
	ナイジェリア	N/F/V	23,475	71.7	26,087	11.1	27,130	4.0	27,340	0.8		
	ジンバブエ	R/F/V	12,949	6.8	14,803	14.3	18,389	24.2	18,593	1.1		
	ケニア	R/F/V	12,728	-13.1	7,411	-41.8	10,150	37.0	10,866	7.1		
	ザンビア	R/F/T	4,835	12.0	4,241	-12.3	5,373	26.7	8,341	55.2		
	マダガスカル	N/F/T	7,397	10.5	7,500	1.4	1,627	-78.3	1,960	20.5		

(注) 1. 「観光白書」(国土交通省編)による。

2. 上記はUNWTO(世界観光機関)、PATA(太平洋アジア観光協会)、各国政府観光局および各国統計局の資料に基づき、日本政府観光局(JNTO)が作成した資料である。

3. 基準の略称は以下の通り。

R: 居住地別統計 N: 国籍別統計 F: 国境到着者数 AA: 登録観光宿泊施設到着者数 HA: ホテル到着者数

AN: 登録観光宿泊施設泊数 HN: ホテル泊数 V: 日帰りを含む旅行者数 T: 宿泊を伴った旅行者数

4. 本表では主に、日本人訪問者数が5千人を超える国・地域を対象とした。

5. 本表には国境到着者数、ホテル到着者数などの統計が混在しており、集計基準が異なるため、同一指標としての比較はできない。特にヨーロッパの比較においては注意を要する。

訪問先		基準	平成19年	前年比	平成20年	前年比	平成21年	前年比	平成22年	前年比	平成23年	前年比
ヨーロッパ	フランス	R/F/T	698,000	0.3	674,000	-3.4	697,000	3.4	598,000	-14.2	236,000	5.8
	ドイツ	R/AA/T	661,792	-12.9	597,655	-9.7	537,984	-10.0	605,231	12.5		
	スペイン	R/F/T	346,047	35.5	237,493	-31.4	229,856	-3.2	332,697	44.7		
	イタリア	N/F/T	320,681	-0.9	283,819	-11.5	320,591	13.0	340,210	6.1		
	スイス	R/HA/T	324,554	-6.5	277,657	-14.4	275,505	-0.8	297,562	8.0		
	英国	R/F/V	307,633	-10.0	238,910	-22.3	235,471	-1.4	223,000	-5.3		
	オーストリア	R/AA/T	229,347	-14.4	208,150	-9.2	198,751	-4.5	210,193	5.8		
	クロアチア	R/AA/T	86,404	33.4	143,704	66.3	163,400	13.7	147,119	-10.0		
	チェコ	N/AA/T	136,587	-6.3	123,275	-9.7	114,777	-6.9	132,924	15.8		
	オランダ	R/HA/T	128,800	-9.1	114,400	-11.2	99,300	-13.2	119,000	19.8		
	ベルギー	R/AA/T	109,902	-0.2	100,712	-8.4	80,093	-20.5	81,026	1.2		
	ロシア	N/F/V	83,621	-14.4	86,237	3.1	74,159	-14.0	78,188	5.4		
	ハンガリー	N/AA/T	94,894	-7.1	75,261	-20.7	71,124	-5.5				
	フィンランド	R/AA/T	82,473	4.5	80,180	-2.8	65,949	-17.7	68,751	4.2		
	ポルトガル	R/AA/T	66,446	-13.5	63,486	-4.5	57,641	-9.2				
	スウェーデン	R/AA/T	51,771	-7.6	50,020	-3.4	45,549	-8.9	48,377	6.2		
	スロベニア	N/AA/T	24,506	23.3	39,733	62.1	48,182	21.3	40,428	-16.1		
	ポーランド	N/F/V	42,722	4.4	37,175	-13.0	34,386	-7.5	50,499	46.9		
	デンマーク	R/AA/T	34,574	2.4	33,233	-3.9	30,726	-7.5	33,837	10.1		
	ノルウェー	N/F/T	32,000	-13.5	29,000	-9.4	25,000	-13.8	28,000	12.0		
	スロバキア	N/AA/T	13,496	-15.0	13,743	1.8	11,351	-17.4	11,523	1.5		
	アイルランド	R/F/T	16,000	-15.8	14,000	-12.5	11,000	-21.4				
	ルーマニア	R/F/V	18,286	-11.0	15,258	-16.6	11,768	-22.9				
	ブルガリア	R/F/V	12,154	2.7	9,830	-19.1	8,458	-14.0	9,969	17.9		
	アイスランド	N/AA/T	10,797	-15.0	11,205	3.8	11,991	7.0	9,786	-18.4		
	リトアニア	R/AA/T	9,105	3.1	9,349	2.7	7,599	-18.7	7,654	0.7		
	エストニア	R/AA/T	6,799	-16.0	6,862	0.9	7,253	5.7	7,235	-0.2		
	ギリシャ	N/F/T	28,779	-43.0	10,926	-62.0	6,765	-38.1	10,021	48.1		
	ラトビア	R/AA/T	6,065	15.5	6,043	-0.4	6,690	10.7	5,428	-18.9		
	ウクライナ	R/F/T	6,903	1.0	6,437	-6.8	5,439	-15.5	6,206	14.1		
	モナコ	N/HA/T	6,444	1.2	6,017	-6.6	5,124	-14.8	4,520	-11.8		
	サンマリノ	N/F/V	3,306	-45.1	3,170	-4.1						
北米	アメリカ	R/F/T	3,531,489	-3.8	3,249,578	-8.0	2,918,268	-10.2	3,386,076	16.0	3,249,569	-4.0
	(ハワイ州)	R/F/T	1,296,421	-4.9	1,175,199	-9.4	1,168,080	-0.6	1,239,307	6.1	1,176,546	-5.1
	カナダ	R/F/V	343,451	-14.4	287,198	-16.4	205,639	-28.4	243,040	18.2	218,813	-10.0
中南米	メキシコ	N/F/T	71,857	4.2	69,797	-2.9	52,289	-25.1	66,164	26.5	13,615	-13.6
	ブラジル	R/F/T	63,381	-15.1	81,270	28.2	66,655	-18.0	59,742	-10.4		
	ペルー	R/F/T	38,424	13.3	42,745	11.2	36,394	-14.9	26,769	-26.4		
	アルゼンチン	N/F/T										
	チリ	N/F/T	14,674	10.9	15,553	6.0	14,065	-9.6	15,760	12.1		
	ボリビア	N/HA/T										
	グアテマラ	N/F/V	6,791	5.4	6,521	-4.0	5,110	-21.6	7,081	38.6		
	キューバ	R/F/V	6,647	25.8	5,550	-16.5	5,460	-1.6	6,372	16.7		
	コロンビア	N/F/V	4,870	9.0	5,302	8.9	4,987	-5.9				
	エクアドル	N/F/V	4,760	18.9	5,533	16.2	4,868	-12.0	5,106	4.9	5,113	0.1
	コスタリカ	N/F/T	5,438	-0.7	5,368	-1.3	4,746	-11.6	5,026	5.9	4,758	-5.3
	パナマ	R/F/V	5,689	34.3	6,475	13.8	3,133	-51.6	3,988	27.3		

6. アメリカの数値には、アメリカ本国（全米50州とコロンビア特別区）への入国者の他、北マリアナ諸島、グアム、米領サモア、プエルトリコ、米領バージン諸島などの地域への入域者が含まれる。
7. サイパンは北マリアナ諸島に属する。
8. 北朝鮮、ウズベキスタン、イラン、アラブ首長国連邦、カタール、ルクセンブルク、マルタ、ベリーズ、ハイチ、スーダン、モザンビーク、ナミビア、コートジボワール、セネガルなどは、日本人訪問者数が不明である。
9. 各国の数値は、推計値から確定値への変更、統計基準の変更、数値の非整合性などの理由により、その都度、過去にさかのぼって変更されることがある。
10. 本表の数値は平成24年5月1日現在の暫定値である。

第5表 わが国在外公館が取り扱った事件・事故に係わる援護件数〈平成23年〉

地域 事件・事故の種類		アジア	大洋州	北 米	中南米	欧 州	中 東	アフリカ	合 計
事故・災害	件 数	136	21	39	13	22	9	31	271
	人 数	186	74	52	71	26	12	578	999
犯 罪 加 害	件 数	249	10	127	12	31	8	0	437
	人 数	270	11	131	13	32	8	0	465
犯 罪 被 害	件 数	1,663	208	438	335	2,424	52	147	5,267
	人 数	1,786	219	522	366	2,595	53	162	5,703
そ の 他	件 数	4,712	386	3,687	482	1,447	164	240	11,118
	人 数	4,901	399	4,316	653	1,521	318	258	12,366
合 計	件 数	6,760	625	4,291	842	3,924	233	418	17,093
	人 数 (内 死者) (内 負傷者)	7,143	703	5,021	1,103	4,174	391	998	19,533 (592) (442)

(注) 「海外邦人援護統計」(外務省)による。

第 7 部 損保料率機構の概要

- I. 損保料率機構とは
- II. 参考純率および基準料率算出の概要
- III. 自賠責保険損害調査の概要
- IV. データバンク機能の概要
- V. ディスクロージャー資料のご紹介

I. 損保料率機構とは

1. 使 命

損害保険業の健全な発達を図るとともに、保険契約者等の利益を保護することです。

2. 沿 革

当機構は、「損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）」に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）です。

昭和 23 年（1948 年）11 月 1 日に、損害保険料率算定会が損害保険料率算出団体として設立され、昭和 39 年（1964 年）1 月 8 日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、平成 14 年（2002 年）7 月 1 日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

3. 会 員

当機構は、損害保険会社を会員とする組織です（生命保険会社も傷害、疾病、介護費用保険分野の引受けを行う範囲において損害保険会社とみなされ、会員とすることができます。）。損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに加入、脱退することができます。

＜会員一覧（平成 25 年 1 月 1 日現在）＞

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
アクサ損害保険株式会社	セコム損害保険株式会社
朝日火災海上保険株式会社	セゾン自動車火災保険株式会社
アシキュラチオニ・ゼネラル・エス・ピー・エイ	ソニー損害保険株式会社
アニコム損害保険株式会社	損害保険契約者保護機構
アメリカン ホーム アシュアランス カンパニー	株式会社損害保険ジャパン
アリアンツ火災海上保険株式会社	そんぼ 2 4 損害保険株式会社
イーデザイン損害保険株式会社	大同火災海上保険株式会社
エイアイユー インシュアランス カンパニー	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
エイチ・エス損害保険株式会社	東京海上日動火災保険株式会社
エース損害保険株式会社	トーア再保険株式会社
a u 損害保険株式会社	日新火災海上保険株式会社
S B I 損害保険株式会社	日本興亜損害保険株式会社
カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール	日本地震再保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社	日立キャピタル損害保険株式会社
現代海上火災保険株式会社	フェデラル・インシュアランス・カンパニー
ザ・ソサイエティ・オブ・ロイズ	富士火災海上保険株式会社
ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド	三井住友海上火災保険株式会社
ジェイアイ傷害火災保険株式会社	三井ダイレクト損害保険株式会社
スイス・リー・インターナショナル・エスイー	明治安田損害保険株式会社

会員会社 40 社 (50 音順)

4. 主な業務

(1) 参考純率と基準料率の算出・提供

損害保険においては、将来の事故の発生率や損害額を可能な限りの確に予測し、適正な保険料率の水準を維持することが求められます。当機構では、会員等から大量のデータを収集し、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて、自動車保険・火災保険・傷害保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率を算出し、会員に提供しています。

⇒Ⅱ. 参考純率および基準料率算出の概要 参照

(2) 自賠責保険の損害調査

損害保険会社等で受け付け、自賠責損害調査事務所に送付された請求書類に基づき、同調査事務所で調査を行います。これらの調査結果は、自賠責保険基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。また、政府の保障事業の損害調査についても、当機構が行っています。

⇒Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要 参照

(3) データバンク機能

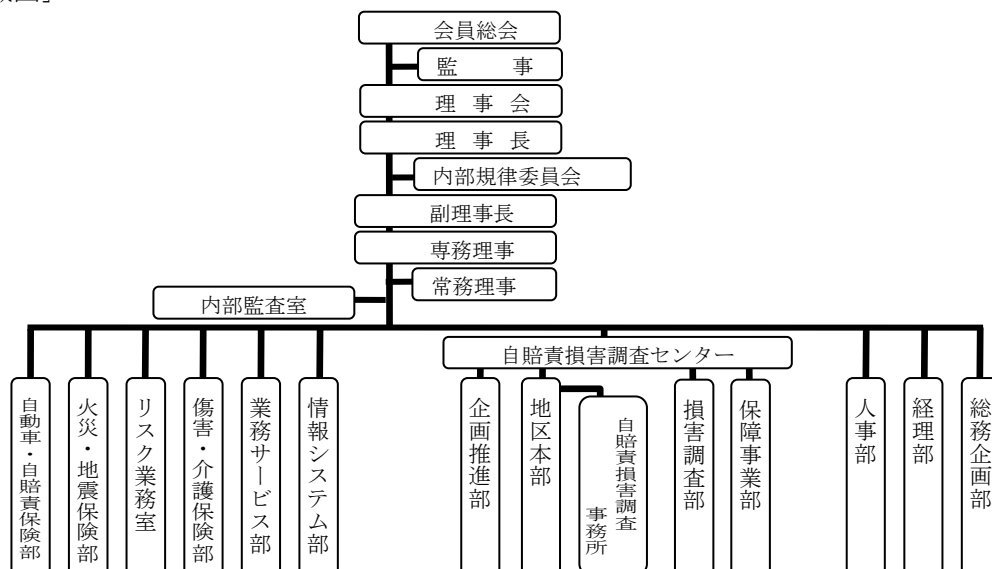
当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する大量のデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

⇒Ⅳ. データバンク機能の概要 参照

5. 組 織

[概 要] 名 称： 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
(Non-Life Insurance Rating Organization of Japan : NLIRO)
職員数： 2,202 名（うち、自賠責損害調査センター 本部 164 名、
全国 7 地区本部・自賠責損害調査事務所（54 か所）1,707 名）
(平成 25 年 1 月 1 日現在)

[組織図]



損害保険料率算出機構 所在地 (平成 25 年 1 月 1 日現在)

[本 部] 〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー28・29F
TEL 03-6758-1300 (代表)

[自賠責損害調査センター 地区本部・自賠責損害調査事務所所在地一覧表]

事務所名	〒	所 在 地	TEL	FAX
北日本本部	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17 (朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022 (222) 0770	022 (268) 2866
札幌	060-0807	札幌市北区北 7 条西 5-5-3 (札幌千代田ビル 5F)	011 (709) 1231	011 (709) 1175
旭 川	070-0031	旭川市 1 条通り 9-50-3 (緑橋通第一生命ビル 4F)	0166 (23) 5261	0166 (23) 5264
釧 路	085-0015	釧路市北大通 11-1-2 (釧路第一生命ビルディング 2F)	0154 (22) 9605	0154 (22) 9604
函 館	040-0063	函館市若松町 2-5 (明治安田生命函館ビル 4F)	0138 (23) 3261	0138 (23) 3262
仙 台	980-0811	仙台市青葉区一番町 2-7-17 (朝日生命仙台一番町ビル 5F)	022 (222) 0737	022 (222) 5019
福 島	960-8031	福島市栄町 10-21 (福島栄町ビル 5F)	024 (523) 3471	024 (523) 3474
山 形	990-0039	山形市香澄町 3-1-7 (朝日生命山形ビル 2F)	023 (622) 8824	023 (622) 8853
盛 岡	020-0021	盛岡市中央通り 2-2-5 (住友生命盛岡ビル 10F)	019 (652) 3985	019 (652) 3987
青 森	030-0823	青森市橋本 2-19-3 (三井住友海上青森ビル 6F)	017 (776) 4391	017 (776) 4394
秋 田	010-0951	秋田市山王 2-1-43 (三井住友海上秋田ビル 5F)	018 (823) 6501	018 (823) 6552
首都圏本部	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 9F)	03 (3252) 1571	03 (3252) 1572
東京第一	101-8335	千代田区神田淡路町 2-9 (損保会館本館 7F)	03 (3252) 1155	03 (5298) 7520
東京第二	163-1028	新宿区西新宿 3-7-1 (新宿パークタワー 28F)	03 (6758) 1371	03 (3346) 6169
立 川	190-0012	立川市曙町 2-35-2 (A-ONEビル 12F)	042 (524) 8228	042 (524) 8223
横浜第一	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045 (320) 1221	045 (320) 1234
横浜第二	220-0004	横浜市西区北幸 1-4-1 (横浜天理ビル 8F)	045 (320) 1221	045 (320) 1234
千 葉	260-0045	千葉市中央区弁天 1-15-3 (大宗北口ビル 7F)	043 (206) 5531	043 (206) 5532
	《移転後》 260-0027	《平成 25 年 2 月 12 日より移転》 千葉市中央区新田町 1-1 (千葉新田町第一生命ビルディング※3F) ※平成 25 年 4 月 1 日より IMI 未来ビルに名称変更	《移転後》 043 (375) 5230	《移転後》 043 (302) 0281
関 越 本 部	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 4F)	048 (859) 6925	048 (858) 1021
さいたま	338-0001	さいたま市中央区上落合 1-12-16 (あいおいニッセイ同和損保さいたまビル 8F)	048 (859) 6927	048 (859) 6926
水 戸	310-0011	水戸市三の丸 1-4-73 (水戸三井ビルディング 10F)	029 (225) 1331	029 (225) 1330
宇都宮	320-0811	宇都宮市大通り 1-4-22 (住友生命宇都宮第 2 ビル 9F)	028 (622) 1741	028 (622) 1786
前 橋	371-0805	前橋市南町 3-9-5 (大同生命前橋ビル 5F)	027 (226) 7771	027 (226) 7772
新 潟	950-0088	新潟市中央区万代 2-3-16 (リバービュー SD ビル 2F)	025 (242) 2231	025 (242) 2232
長 野	380-0823	長野市南千歳 1-15-3 (TS ビル 3F)	026 (224) 3324	026 (224) 3326
甲 府	400-0031	甲府市丸の内 3-1-6 (山梨 316 ビル 3F)	055 (228) 8810	055 (228) 8813

事務所名	〒	所 在 地	TEL	FAX
中 部 本 部	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3585	052(563)8506
名古屋	450-0001	名古屋市中村区那古野 1-47-1 (名古屋国際センタービル 9F)	052(563)3551	052(565)8124
岐 阜	500-8856	岐阜市橋本町 2-20 (濃飛ビル 2F)	058(255)0767	058(255)0768
四日市	510-0086	四日市市諏訪栄町 1-12 (朝日生命四日市ビル 7F)	059(353)5571	059(353)5575
静 岡	422-8061	静岡市駿河区森下町 1-35 (静岡 MY タワー 7F)	054(202)5131	054(202)5135
金 沢	920-0869	金沢市上堤町 1-15 (金沢上堤町ビル 6F)	076(262)5244	076(262)5247
富 山	930-0004	富山市桜橋通り 1-18 (住友生命富山ビル 10F)	076(432)1982	076(432)1978
福 井	910-0006	福井市中央 3-6-2 (損保ジャパン福井ビル 6F)	0776(21)2466	0776(21)2468
近 畿 本 部	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 7F)	06(6455)0251	06(6455)0252
大阪第一	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6341)5076
大阪第二	530-0001	大阪市北区梅田 3-4-5 (毎日インテシオ 6F)	06(6455)0267	06(6455)0268
和歌山	640-8331	和歌山市美園町 3-32-1 (損保ジャパン和歌山ビル 5F)	073(433)2665	073(433)2627
奈 良	630-8115	奈良市大宮町 6-2-19 (奈良東京海上日動ビルディング 3F)	0742(35)1401	0742(35)1405
大 津	520-0043	大津市中央 3-1-8 (大津第一生命ビルディング 8F)	077(522)6085	077(522)6099
京 都	600-8090	京都市下京区綾小路通烏丸東入竹屋之町 266 (三井住友海上京都ビル 4F)	075(343)0850	075(343)0859
神 戸	651-0087	神戸市中央区御幸通 4-2-20 (三宮中央ビル 6F)	078(262)7911	078(262)7906
中四国本部	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 6F)	082(223)2202	082(502)6222
広 島	730-0015	広島市中区橋本町 10-6 (広島 NS ビル 7F)	082(223)2101	082(502)6223
岡 山	700-0903	岡山市北区幸町 8-22 (三井住友海上岡山ビル 3F)	086(225)2211	086(225)2473
山 口	753-0076	山口市泉都町 7-11 (損保ジャパン山口ビル 5F)	083(922)2351	083(922)2371
鳥 取	680-0822	鳥取市今町 1-103 (住友生命鳥取ビル 3F)	0857(23)5161	0857(23)5162
松 江	690-0007	松江市御手船場町 565-8 (松江東京海上日動ビルディング 3F)	0852(21)5093	0852(21)5384
高 松	760-0042	高松市大工町 1-1 (あいおいニッセイ同和損保高松大工町ビル 2F)	087(851)0665	087(851)6236
徳 島	770-0841	徳島市八百屋町 2-7 (朝日生命徳島ビル 7F)	088(622)4611	088(622)4614
高 知	780-0834	高知市堺町 2-26 (高知中央第一生命ビル 4F)	088(825)0315	088(825)0317
松 山	790-0003	松山市三番町 4-12-7 (三井住友海上松山三番町ビル 3F)	089(945)5500	089(945)5504
九 州 本 部	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 3F)	092(472)3005	092(472)3025
福 岡	812-0011	福岡市博多区博多駅前 4-2-1 (三井住友海上福岡ビル 4F)	092(472)3033	092(472)3044
佐 賀	840-0801	佐賀市駅前中央 1-4-8 (太陽生命佐賀ビル 7F)	0952(24)4295	0952(24)4298
長 崎	850-0033	長崎市万才町 3-5 (朝日生命長崎ビル 10F)	095(826)7396	095(826)7395
熊 本	862-0975	熊本市中央区新屋敷 1-5-1 (三井住友海上・西日本新聞熊本ビル 2F)	096(363)5000	096(363)5009
大 分	870-0034	大分市都町 1-1-23 (住友生命大分ビル 6F)	097(534)0888	097(534)0257
宮 崎	880-0806	宮崎市広島 1-18-13 (宮崎第一生命ビル新館 5F)	0985(24)7921	0985(24)7652
鹿児島	890-0053	鹿児島市中央町 12-2 (明治安田生命鹿児島中央町ビル 5F)	099(256)1323	099(256)1347
沖 縄	900-0032	那覇市松山 1-1-19 (JPR 那覇ビル 6F)	098(861)1137	098(861)1139

Ⅱ．参考純率および基準料率算出の概要

1．参考純率

（１）参考純率とは

「参考純率」とは、料率団体が算出する「純保険料率」（将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による保険料率の算出の基礎とすることができるものとして算出するものをいいます。

当機構は、火災保険、傷害保険、自動車保険および介護費用保険について参考純率を算出して、会員に提供していますが、この参考純率については会員の使用義務はなく、会員は自社の保険商品に係る保険料率について、保険業法上の認可申請・届出を行うにあたり、参考純率を使用するか否かを自由に選択することができます。なお、参考純率を使用する場合でも、「付加保険料率」（保険事業の運営に必要な諸経費に充てられる部分）については、会員において独自に設定を行うことになります。

（２）参考純率の原則

当機構は、料団法に定める「参考純率の原則」に則って参考純率を算出しています。この基本原則は、参考純率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、参考純率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、算出方法が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、参考純率が、将来の保険金の支払に充てられると見込まれる部分として過不足が生じないと認められるものである、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、参考純率の料率区分および水準が、その料率区分の間の実態的な危険の格差に基づいて適切に設定されている、ということです。

（３）参考純率の算出

当機構では、以下の種類の損害保険について、参考純率を算出しています。

■ 火災保険

- ・住宅を対象とする火災保険・総合保険（住宅物件）
- ・事務所ビル、店舗等を対象とする火災保険・総合保険（一般物件）
- ・工場を対象とする火災保険（工場物件）
- ・営業用倉庫を対象とする火災保険（倉庫物件）
- ・住宅金融支援機構等の公的融資を受けた物件を対象とする特約火災保険

■ 自動車保険

- ・対人賠償責任保険（自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・自損事故保険（自動車が電柱に衝突、崖から転落等自損事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・無保険車傷害保険（対人賠償責任保険を付けていない等賠償資力が十分でない自動車との事故によって死亡または後遺障害を負った場合に支払われる保険）

- ・対物賠償責任保険（自動車事故で他人の財物に損害を与えたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に支払われる保険）
- ・搭乗者傷害保険（自動車に搭乗中の者が自動車事故によって死傷した場合に支払われる保険）
- ・車両保険（衝突・接触・墜落等の偶然な事故によって自動車に損害が生じた場合に支払われる保険）

■ 傷害保険

- ・普通傷害保険、家族傷害保険（日常生活全般において傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険（交通事故^(注)によって傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・国内旅行傷害保険（日本国内の旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）
- ・海外旅行傷害保険（海外旅行中に傷害を負った場合に支払われる保険）

（注）「交通事故」には、自動車事故に加え、自動車以外の交通機関（電車等）による事故、乗客として駅構内にいる間の事故等を含みます。

■ 介護費用保険

寝たきりや認知症等により介護が必要な状態になった場合に介護に要した費用が支払われる保険

これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて適正な参考純率を算出しています。

また、いったん算出した参考純率も、その後の社会環境の変化等により危険の実態から乖離する場合があります。当機構では、適正な料率水準を維持するために、参考純率を上記（２）の原則に則して定期的にチェック（検証）し、必要に応じて適宜改定を行っています。

（４）参考純率の区分要素

各保険種目の参考純率では、保険契約者間での保険料負担の公平性を確保するため、以下の区分を設けています。

■ 火災保険

住宅物件（住宅総合保険）の場合、以下を区分要素としています。

・建物構造

建物の損害の程度や壊れやすさには、その建物の構造、材質等の違いが影響します。参考純率では建物を、建築基準法等で定める建物の種類及び耐火性能により区分することによってこうした違いを純率に反映させています。

建物構造の区分および対象となる建物

建物構造	対象となる建物
M 構造	コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物および耐火建築物の共同住宅建物
T 構造	鉄骨造建物、コンクリート造建物、コンクリートブロック造建物、れんが造建物、石造建物および耐火建築物、準耐火建築物、省令準耐火建物で共同住宅建物以外のもの
H 構造	M、T 構造に該当しない建物

・建物所在地

建物所在地の気候や地理的条件によって、火災や自然災害による罹災頻度や損害の程度が異なります。参考純率では、建物所在地を都道府県別に区分することで、こうした違いを純率に反映させています。

■ 自動車保険

自家用乗用車（普通・小型）の場合、以下を区分要素としています。

・用途・車種

用途・車種が異なれば、使用頻度、相手方・搭乗者に与えるダメージ等に差が生じるなど、リスク実態が異なるため、道路運送車両法等に準じて用途・車種別に区分しています。

・型式別料率クラス

自動車の型式^(注)ごとに、保険成績に大きな較差が見られることから、型式ごとに適用する料率をクラス 1～9 に区分しています。

(注) 型式とは自動車の型を分類するための識別記号で、自動車検査証に記載されています。

・新車・新車以外

新車は、各種安全装置や車両構造など、安全性の改善・向上が図られ、保険成績が良好となる傾向にあるため、新車と新車以外に区分しています。

・保険金額等

保険金額や免責金額の設定内容によって補償範囲が異なることから、補償範囲の大小を純保険料率に反映させるため、保険金額や免責金額の額によって区分しています。

・年齢

若年運転者のリスクが高いことから、運転者の年齢の範囲に応じて、3 区分（全年齢補償、21 歳以上補償、26 歳以上補償）を設けています。

26 歳以上補償については自家用乗用車（普通・小型）の契約の 8 割を占めていることから、年齢層別のリスク較差を反映して区分をさらに細分化することとし、記名被保険者（契約の自動車を主に使用する者で、「保険証券」の「記名被保険者」欄に記載されている者）が個人の場合、その年齢別に 6 区分（30 歳未満、30 歳以上 40 歳未満、

40歳以上50歳未満、50歳以上60歳未満、60歳以上70歳未満、70歳以上）を設けています。

- ・等級

過去の保険成績（無事故年数・事故件数など）に応じてリスクが異なることから、等級^{（注）}（自動車1台ごとに、前年契約の有無、適用等級、前年事故の有無・件数に応じて決定されます。）として1～20等級に区分しています。なお、継続契約の場合、7等級から20等級については、事故がなかった契約者と事故があった契約者とさらに区分（無事故、事故有）を設けています。

（注）契約台数が9台以下の場合

- ・運転者限定

補償対象となる運転者の範囲によりリスクが異なることから、補償対象とする運転者を家族^{（注）}に限定する場合、本人・配偶者に限定する場合または運転者を限定しない場合の3区分を設けています。

（注）家族とは「① 本人、② 配偶者、③ ①または②の同居の親族、④ ①または②の別居の未婚の子」をいいます。

■ 傷害保険

普通傷害保険、家族傷害保険および海外旅行傷害保険の場合、以下を区分要素としています。

- ・職種級別（普通傷害保険、家族傷害保険）

本人の職業・職務に応じて傷害リスクが異なるため、職種級別により参考純率を2つに区分しています。

職種級別A級（傷害リスクの低い職業）

（例）事務従事者、販売従事者、保健医療従事者等

職種級別B級（傷害リスクの高い職業）

（例）農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者等

- ・補償の対象（家族傷害保険）

家族傷害保険は、本人に加え家族を補償の対象としており、補償の対象となる方の範囲によって（ア）契約者本人と配偶者^{（注）}とその他親族^{（注）}を対象とする場合、（イ）契約者本人と配偶者を対象とする場合、（ウ）契約者本人とその他親族を対象とする場合の3つの契約パターンがあります。

（注）その他親族とは「本人または配偶者と生計を共にする同居の親族、本人または配偶者と生計を共にする別居の未婚の子」をいいます。

- ・保険期間（海外旅行傷害保険）

海外旅行傷害保険は、海外旅行中に傷害等を負った場合に支払われる保険です。海外旅行の旅行期間に応じた保険期間が設定できます。（保険期間1日～1年までを38区分に設定）

（５）参考純率の届出・審査

当機構は、参考純率を算出したときは、参考純率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

届出を受けた金融庁長官は、参考純率について、料団法に定める「参考純率の原則」に適合するか否かの審査（適合性審査）を行います。この適合性審査の結果は、届出受理日の翌日から 30 日以内に当機構に通知され、当機構は、会員に対して遅滞なくその通知を行います。

当機構の会員が、参考純率を自社の保険料率を算出する際の基礎として使用して、自社商品に係る保険料率について保険業法上の認可申請・届出を行う場合には、金融庁長官は、その参考純率が既に適合性審査を終了していることを勘案して審査を行うこととなります。

このように、当機構の算出する参考純率は、会員における商品開発、金融庁における商品審査などにおいて、一定の重要な機能を果しているものといえます。

２．基準料率

（１）基準料率とは

「基準料率」とは、料率団体が算出する保険料率（付加保険料率を含む。）であって、料団法に基づく届出その他の手続を経たときは、その会員による使用について保険業法の規定による認可または届出があったとみなされるものとして算出するものをいいます。

当機構では、以下の種類の損害保険について、基準料率を算出しています。

■ 自賠責保険

自動車事故で他人を死傷させたことによって発生する損害賠償責任を負った場合に法令に定められた限度額の範囲で支払われる保険

■ 地震保険

地震・噴火・津波によって居住用建物および家財に損害が生じた場合に支払われる保険

基準料率には、会員の使用義務はないものの、自賠責保険および地震保険の公的性格に基づいて、料団法上、「付加保険料率を含めた保険料率の算出」、「会員に対するみなし認可」、「基準料率の算出および会員への提供に関する業務の独占禁止法適用除外」等の規定が設けられています。

（２）基準料率の原則

当機構は、料団法に定める「基準料率の原則」に則って基準料率を算出しています。この基本原則は、基準料率が「合理的かつ妥当なものでなければならず、また、不当に差別的なものであってはならない」旨を定めています。

ここでいう「合理的」とは、基準料率の算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、客観性があり、かつ、精度の高い十分な量のものであるとともに、基準料率の算出が保険数理に基づく科学的方法によるものである、ということです。

また、「妥当」とは、基準料率が、保険契約を申し込もうとする者にとって保険契約の締結が可能な水準であるとともに、基準料率を使用する保険会社の業務の健全性を維持する水準である、ということです。

さらに、「不当に差別的でない」とは、基準料率の危険の区分や水準が、実態的な危険の格

差および見込まれる費用の格差に基づき適切に設定されている、ということです。

自賠責保険は、被害者の救済を目的とした社会保障的色彩の極めて強い強制保険であることから、自賠法においては、基準料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内でできる限り低いものでなければならない」と規定されており、これは一般に「ノーロス・ノープロフィットの原則」と呼ばれています。

また、地震保険についても、地震保険法において、基準料率は「政府の再保険に係る地震保険契約の保険料率は、収支の償う範囲内においてできる限り低いものでなければならない」と規定されています。

（３）基準料率の算出

これらは、国民生活に密接に関係している危険を対象とする保険であり、良質な商品を適正な価格で安定的に提供することが求められています。

当機構では、会員等から提供されたデータをもとに精度の高い保険統計を作成し、これを分析するとともに、科学的・工学的アプローチや保険数理の理論等の合理的な手法を用いて適正な基準料率を算出しています。

また、いったん算出した基準料率も、適正な料率水準を維持するために、上記（２）の原則に則して定期的にチェック（検証）を行い、必要に応じて適宜改定を行っています。

（４）基準料率の届出

当機構は、自賠責保険または地震保険の基準料率を算出したときは、基準料率およびその算出の基礎資料を金融庁長官に対して届け出るとともに、会員に対して遅滞なくその提供を行います。

また、官報および日刊新聞の全国版に公告しており、マスコミに対しても情報提供を行っています。さらに、当機構は、本部に基準料率表および基準料率の算出の基礎資料を備え付けており、利害関係人はその内容を閲覧することができます。

（５）基準料率の審査

届出を受けた金融庁長官は、基準料率について、料団法に定める「基準料率の原則」に適合しているか否かの審査（適合性審査）を行います。

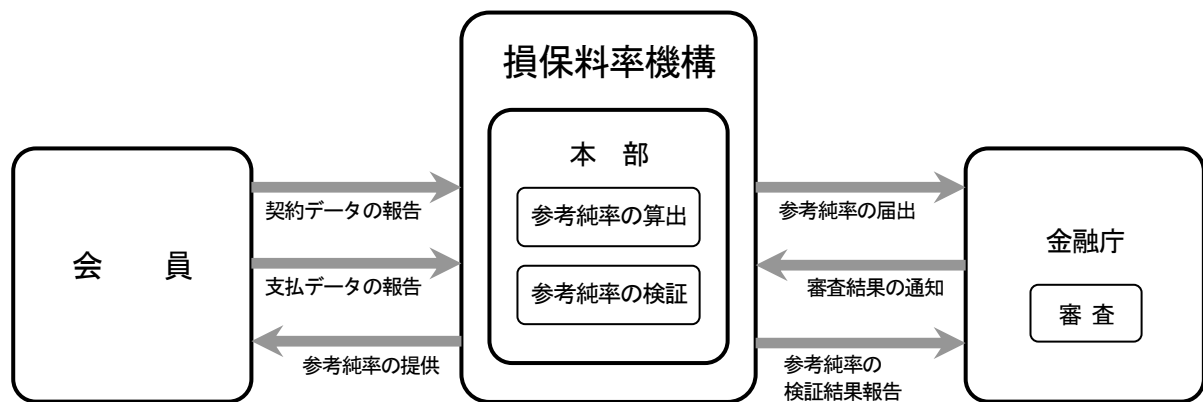
なお自賠責保険基準料率については、「ノーロス・ノープロフィットの原則」への適合性審査も行い、さらに「自賠責保険審議会」に諮問した後、国土交通大臣の同意を得るものとされています。

審査期間は、原則として届出受理日後 90 日間で、この期間を経過した後、当機構の会員がこの基準料率を使用するときは、その旨を金融庁長官に届け出ることにより、保険業法上の認可を受けたものとみなされます。

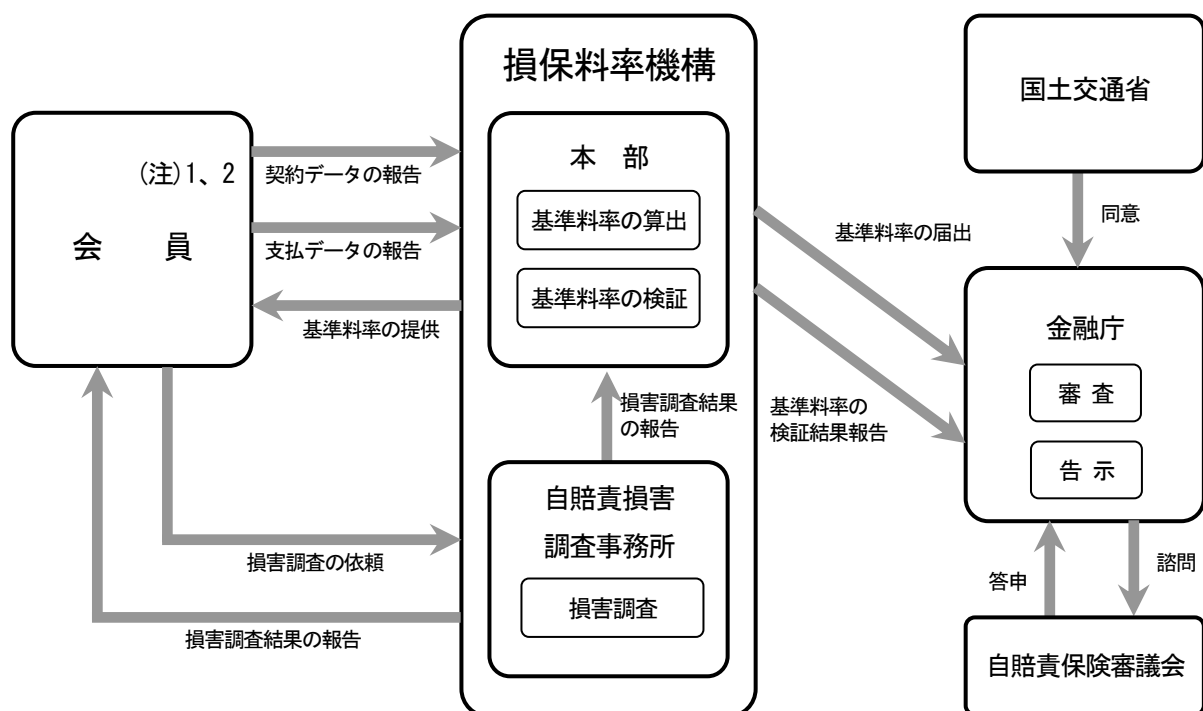
なお、基準料率について届出の撤回または変更の命令が出されることなく 90 日の審査期間が経過した場合には、基準料率は遅滞なく、金融庁長官によって告示されます。

このように、当機構の算出する基準料率は、自賠責保険および地震保険の適正な運営を確保するという重要な機能を果しているものといえます。

○ 参考純率算出・届出の流れ

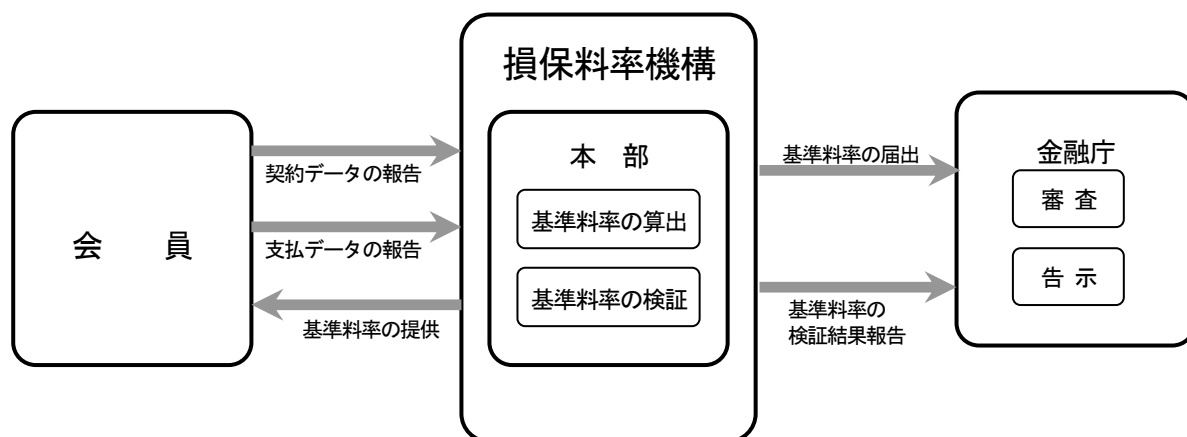


○ 自賠責保険基準料率算出・届出の流れ



- (注) 1. 「契約データの報告」、「支払データの報告」については、すべての自賠責事業者が対象となります。
2. 「損害調査の依頼」、「損害調査結果の報告」については、全労済の協同組合、全自共とその会員組合、交協連とその会員組合も対象となります。

○ 地震保険基準料率算出・届出の流れ



Ⅲ. 自賠責保険損害調査の概要

1. 自賠責保険における損害調査

自賠責保険（共済を含みます。以下同様とします。）は、法律（自賠法）で加入することが義務付けられている強制保険で、自動車の運行によって他人を死傷させた場合に、その損害に応じて法令に定められた限度額の範囲で支払われるものです。

この自賠責保険は、被害者保護の立場から保障制度的な要素が強く、また、年間 100 万件以上の大量な請求事案があることから、誰でも均質で適正な補償が受けられるという公平性とともに、被害者救済のための迅速な損害調査が大変重要であるといえます。

2. 組 織

自賠責保険の損害調査については、自賠法が公布された昭和 30 年に中立的な機関として共同査定事務所が創設され、その機能を果たしていましたが、料団法に基づいて昭和 39 年に自動車保険料率算定会が設立される際に、この組織も統合され自動車保険料率算定会の調査事務所となりました。その後、平成 14 年 7 月に自動車保険料率算定会と損害保険料率算定会が統合し損保料率機構が設立されたのに伴い、当機構の自賠責損害調査センターにおいて、自賠責保険の損害調査は行われています。当機構では自賠責保険基準料率の算出を行っていますが、この自賠責保険基準料率の算出に必要なデータを収集するため、公正かつ中立的な立場で自賠責保険に係る損害調査を行うことは、自賠法の目的である自動車事故被害者の救済の観点からも重要な役割を果たしているといえます。

現在、当機構では、全国に 7 か所の地区本部を配置し、その下に 54 か所（平成 25 年 1 月 1 日現在）の自賠責損害調査事務所を設置して自賠責保険の損害調査を行っています。

3. 損害調査の流れ

自賠責保険における損害調査の流れの概略は、次のとおりとなっています。

（1）自賠責保険への請求

自賠責保険からの支払を受けようとする場合、請求者（加害者あるいは被害者）は、事故および損害の発生を証明する書類など必要な書類を整え、損害保険会社等（共済事業者を含みます。以下同様とします。）に必要書類を提出します。

なお、加害者側から損害保険会社等に対して行われる保険請求の中には、加害者の契約する任意自動車保険会社が自賠責保険相当額を立替えて、任意自動車保険から一括して支払を行った後に、自賠責保険相当額を請求するものも含まれます。

（2）損害保険会社等における損害調査

請求を受けた損害保険会社等は契約の有効性、請求書類の点検等の必要事項について確認を行い、請求書類を自賠責損害調査事務所に送付します。

（３）自賠責損害調査事務所における損害調査

自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払の的確性（自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害と事故との間に因果関係があるかどうかなど）および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査を行い、その結果を損害保険会社等に報告します。

また、損害保険会社等から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 医療機関に対する被害者の治療状況の確認
- ③ 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握

（４）自賠責保険の支払

報告を受けた損害保険会社等は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。

４．損害調査体制

（１）自賠責損害調査事務所における損害調査

損害保険会社等で受付け、自賠責損害調査事務所に書類が送付された請求事案について、自賠責損害調査事務所で損害調査を行います。

（２）地区本部・本部における審査

損害調査の過程において、自賠責保険から支払われないもしくは減額される可能性がある事案・後遺障害の等級認定が難しい事案など、自賠責損害調査事務所では判断が困難な事案については、自賠責損害調査事務所の上部機関である地区本部・本部で審査が行われます。

（３）自賠責保険（共済）審査会制度

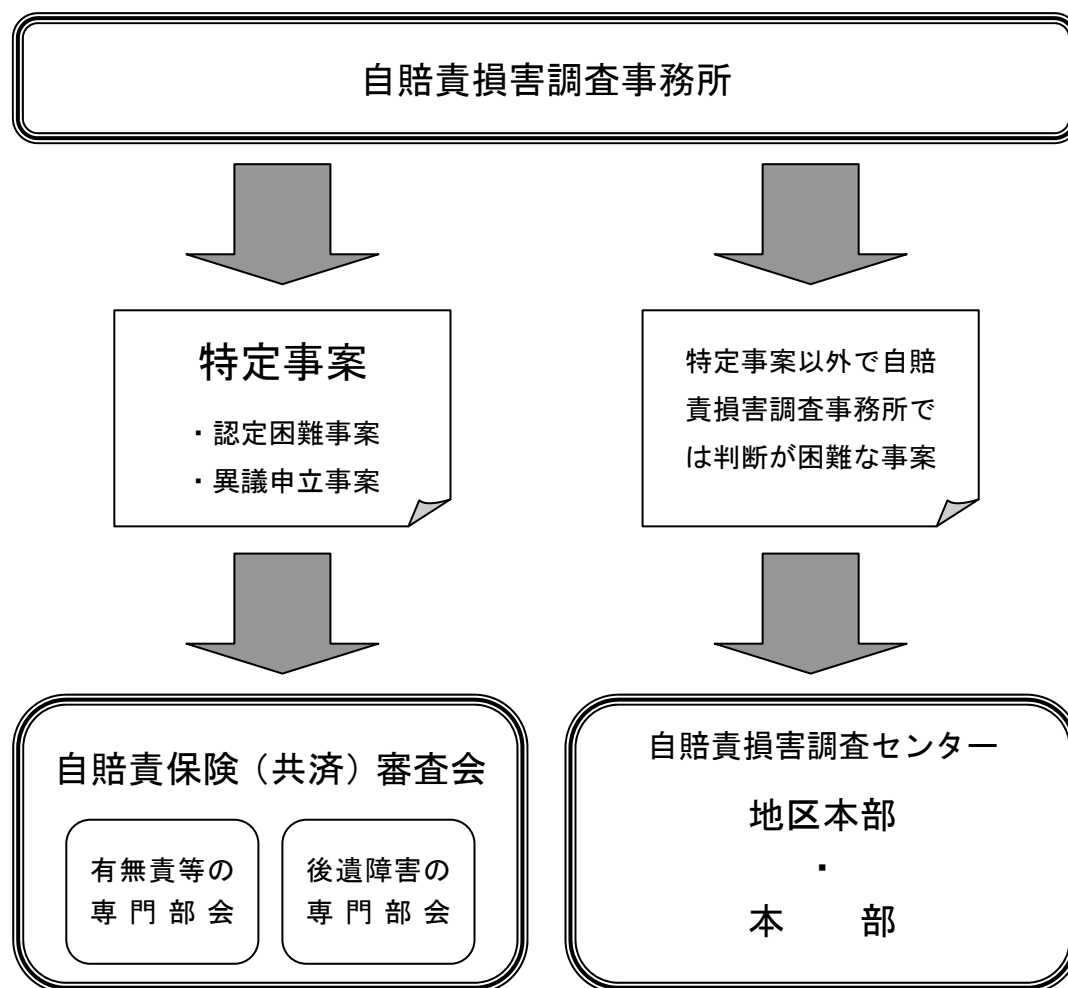
高度な専門的知識が要求され判断が困難な事案および調査結果や支払額に不服があるために再度請求が行われた異議申立事案は、「特定事案」として、「自賠責保険（共済）審査会」で審査が行われます。

「自賠責保険（共済）審査会」は、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

死亡事故で自賠責保険が支払われないか減額される可能性がある事案や有無責等の認定に対する異議申立てがあった事案は、自賠責保険（共済）審査会の有無責等の専門部会で審査されます。

また、脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案、非器質性精神障害に該当する可能性がある事案、後遺障害の等級認定に対して異議申立てがあった事案等は、自賠責保険（共済）審査会の後遺障害の専門部会で審査されます。

○自賠責保険における損害調査体制



（注）異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

IV. データバンク機能の概要

当機構では、長年にわたる料率算出業務、自賠責保険の損害調査業務を通じて、会員等から収集した各種保険（任意自動車保険、火災保険、傷害保険、介護費用保険、自賠責保険、地震保険等）に関する膨大なデータや専門性の高いノウハウを蓄積しています。これらのデータやノウハウをもとに、会員はもとより消費者、官庁、有識者等に対し、次の業務を通じて、損害保険に関するデータバンクとしての機能を果たしています。

1. 保険統計の作成・提供

参考純率および基準料率の算出の基礎データとして収集したデータをもとに、会員向けに保険商品開発等の参考として作成した保険統計をフィードバックするとともに、消費者向けにディスクロージャー資料として作成した保険統計を提供しています。

また、参考純率や基準料率を算出していない保険の種類の一部についても、会員から収集したデータに基づき保険統計を作成し、会員にフィードバックしています。

2. 各種の調査・研究

次のような情報の収集、調査および研究を行い、その成果を会員等に提供しています。

- ① 保険制度・保険商品・保険市場動向等に関する国内外の情報の収集・調査・研究
- ② 危険の実態に見合った純保険料率の算出方法に関する情報の収集・調査・研究
- ③ 事故の予防と損害の軽減のための各種事故事例・関連情報の収集・調査・研究

3. 会員に対するコンサルティング

蓄積したデータや専門性の高いノウハウをもとに、個々の会員ニーズに応じて、次のコンサルティング・サービスを会員に対し行っています。

- ① 保険商品開発や契約・支払の詳細分析等に役立つ保険統計の作成・提供
- ② 保険数理・保険約款に関する相談・支援
- ③ 地震、風水災にかかる被害想定額の算出
- ④ 海外の保険情報収集・提供等

4. ディスクロージャー

当機構の事業内容、参考純率と基準料率の算出等の概要、自賠責保険の損害調査のしくみ等についてわかりやすく説明した冊子やホームページ等を通じて、保険料率等に関する知識の普及に努めています。

V. ディスクローチャー資料のご紹介

損保料率機構では、以下のディスクローチャー資料を発行しています。

(○は和文、●は英文、[HP] はホームページ上に内容を掲載している資料を表しています。)

【組織案内】

- 損害保険料率算出機構 組織のご案内 [HP]
- Non-Life Insurance Rating Organization of Japan (NLIRO)
Profile
(英文による組織・業務の概要)

【説明書】

- 自動車保険の概況 [HP]
- 参考純率のあらまし [HP]
- 自賠責保険基準料率のあらまし [HP]
- 地震保険基準料率のあらまし [HP]
- 消火設備のあらまし
- 自賠責保険（共済）損害調査のしくみ [HP]
- 政府の保障事業への請求のご案内 [HP]
- 日本の地震保険 [HP]
- EARTHQUAKE INSURANCE IN JAPAN [HP]
(英文による地震保険制度の解説書)
- Automobile Insurance in Japan [HP]
(英文による自動車保険料率・制度の概要)
- Automobile Liability Security Act [HP]
(英文による自動車損害賠償保障法、関連政省令、支払基準、自賠責保険普通保険約款)

【料率表】

- 自賠責保険基準料率 [HP]
- 地震保険基準料率 [HP]

【標準約款】

- 自動車保険
- 火災保険・地震保険
- 傷害保険

【統計表】

- 損害保険料率算出機構統計集 [HP]
(自動車保険・火災保険・傷害保険・自賠責保険・地震保険の基本統計)

【調査・研究書】

- 2007 年災害研究フォーラム講演録 [HP]
- 地震保険研究 [HP]

【ホームページ】

- <http://www.nliro.or.jp/>

【ディスクローチャー資料に関するお問合せ先】

〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1
新宿パークタワー29F

損害保険料率算出機構（損保料率機構）
総務企画部 広報グループ

TEL：03-6758-1300（代表）

損害保険料率算出機構統計集 平成 23 年度
平成 25 年（2013 年）2 月発行

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）
〒163-1029 東京都新宿区西新宿 3-7-1
TEL 03（6758）1300（代表）
URL <http://www.nliro.or.jp>

印刷 株式会社 高山
〒113-0034
東京都文京区湯島 1-1-12